

社会福祉法人上浜福祉会

役員等報酬基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人上浜福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本基準でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員には、評議員選任・解任委員を含む。

(役員等報酬)

第3条 法人役員及び評議員に対しては、無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により費用弁償分（交通費等）を支払うことができる。（評議員選任・解任委員の委員会出席を含む）

項目	交通費等（日額）
理事会出席	3,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償分（交通費等）を支払うことができる。

項目	交通費等（日額）
評議員会等出席	3,000円

3 法人役員及び評議員が、法人業務に携わることになった場合、次により費用弁償分（交通費等）を支払うことができる。

項目	交通費等（日額）
法人決算に係る監事監査業務	3,000円
三重県・津市の指導監査立合い	3,000円

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この基準を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。